

藤沢市図書館ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市図書館財源確保対策実施要領に定める図書館ホームページへのバナー広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載料)

第2条 広告の掲載料は、月額10,000円とする。

(広告掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間は、1ヶ月を単位とし、連続する掲載期間は最大12ヶ月とする。

2 広告掲載期間内に、図書館の都合でホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖時間に応じ、別表に定めるところにより掲載期間を延長する。

(広告の掲載内容)

第4条 広告を掲載する位置及び規格等は、総合市民図書館長が指定した位置とする。

附則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

閉鎖した時間	延長する日数
1時間以上24時間以内	1日
24時間を超えたとき	閉鎖した日数＋1日